

郡山市上下水道局水道工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改正案	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1.1.1 適用 (参考とする県仕様書の改正による)</p> <p>1.1.2 用語の定義 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>○郡山市上下水道局水道工事標準仕様書</p> <p>平成29年5月24日 発行</p> <p>令和8年4月1日一部改正</p> <p>6 建築工事、機械設備工事、電気設備工事については、福島県の「<u>建築関係工事共通仕様書</u>」、日本水道協会の「水道工事標準仕様書[設備工事編]」に準ずるものとする。</p> <p><u>17 「連絡」とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u></p> <p><u>18 「納品」とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</u></p> <p><u>19 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p><u>20 「書面」とは、<u>工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、</u></u></p>	<p>○郡山市上下水道局水道工事標準仕様書</p> <p>平成29年5月24日発行</p> <p>6 建築工事、機械設備工事、電気設備工事については、福島県の「<u>建築・設備工事共通仕様書</u>」、日本水道協会の「水道工事標準仕様書[設備工事編]」に準ずるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>17 「書面」とは、<u>手書き、印刷等の伝達物</u>をいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。<u>緊急を要する場合はファクシミリ又は、Eメールにより伝達できるものとするが、後日有効</u></p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1. 2 用語の定義 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p><u>発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。</u></p> <p><u>21 「工事写真」とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</u></p> <p><u>なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」（福島県土木部共通仕様書（土木工事編Ⅱ））及び「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。</u></p> <p><u>22 「工事帳票」とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</u></p> <p><u>23 「工事書類」とは、工事写真及び工事帳票をいう。</u></p> <p><u>24 「契約関係書類」とは、契約書第9条第5号の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。</u></p> <p><u>25 「工事完成図書」とは、工事完成時に納品する成果品をいう。</u></p> <p><u>26 「工事関係書類」とは、契約図書、契約関係書類、工事書類及び工事完成図書をいう。</u></p> <p><u>27 「確認」とは、～（略）～</u></p> <p><u>28 「立会」とは、～（略）～</u></p> <p><u>29 「段階確認」とは、～（略）～</u></p>	<p><u>な書面と差替えるものとする。</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>18 「確認」とは、～（略）～</p> <p>19 「立会」とは、～（略）～</p> <p>20 「段階確認」とは、～（略）～</p>

項目	改正案	現 行
1.1. 2 用語の定義 (参考とする県仕様書の改正による)	<p><u>30</u> 「把握」とは、～(略)～</p> <p><u>31</u> 「検査」とは、～(略)～</p> <p><u>32</u> 「検査員」とは、契約書第<u>32</u>条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めたものをいう。</p> <p><u>33</u> 「中間検査」とは、～(略)～</p> <p><u>34</u> 「同等以上の品質」とは、～(略)～</p> <p><u>35</u> 「工期」とは、～(略)～</p> <p><u>36</u> 「工事着手__」とは、～(略)～</p> <p><u>37</u> 「準備期間」とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p> <p><u>38</u> 「工事」とは、～(略)～</p> <p><u>39</u> 「本体工事」とは、～(略)～</p> <p><u>40</u> 「仮設工事」とは、～(略)～</p> <p><u>41</u> 「現場」とは、～(略)～</p> <p><u>42</u> 「J I S規格」とは、～(略)～</p> <p><u>43</u> 「J W W A規格」とは、～(略)～</p> <p><u>44</u> 「J D P A規格」とは、～(略)～</p> <p><u>45</u> 「W S P規格」とは、～(略)～</p> <p><u>46</u> 「P O L I T E C規格」とは、～(略)～</p> <p><u>47</u> 「J A S規格」とは、～(略)～</p> <p><u>48</u> 「S I」とは、～(略)～</p> <p><u>49</u> 「現場発生品」とは、～(略)～</p> <p><u>50</u> 「公的試験機関」とは、～(略)～</p>	<p>21 「把握」とは、～(略)～</p> <p>22 「検査」とは、～(略)～</p> <p>23 「検査員」とは、契約書第<u>31</u>条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めたものをいう。</p> <p>24 「中間検査」とは、～(略)～</p> <p>25 「同等以上の品質」とは、～(略)～</p> <p>26 「工期」とは、～(略)～</p> <p>27 「工事着手日」とは、～(略)～</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>28 「工事」とは、～(略)～</p> <p>29 「本体工事」とは、～(略)～</p> <p>30 「仮設工事」とは、～(略)～</p> <p>31 「現場」とは、～(略)～</p> <p>32 「J I S規格」とは、～(略)～</p> <p>33 「J W W A規格」とは、～(略)～</p> <p>34 「J D P A規格」とは、～(略)～</p> <p>35 「W S P規格」とは、～(略)～</p> <p>36 「P O L I T E C規格」とは、～(略)～</p> <p>37 「J A S規格」とは、～(略)～</p> <p>38 「S I」とは、～(略)～</p> <p>39 「現場発生品」とは、～(略)～</p> <p>40 「公的試験機関」とは、～(略)～</p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1. 3 設計図書の照査及び設計図書の変更 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>1 受注者からの要求があり監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図<u>若しくは電子データ</u>を貸与することができる。ただし、標準仕様書等については、受注者が備えなければならない。</p>	<p>1 受注者からの要求があり監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図_____を貸与することができる。ただし、標準仕様書等については、受注者が備えなければならない。</p>
<p>1.1. 3 設計図書の照査及び設計図書の変更 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約書第18条第1項1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。また、該当する事実が無い場合についても、照査結果を報告しなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p><u>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする</u></p>	<p>2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約書第18条第1項1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。また、該当する事実が無い場合についても、照査結果を報告しなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>1.1. 4 施工計画書 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>2 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当らなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。～（中略）～</p> <p>(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表（工場製作にあつては工場組織表） (4) 安全管理（資格に係る登録番号等を一覧表示） (5) 主要機械 (6) 主要材料（材料についてはメーカー名を記載、1.1. 2用語の定</p>	<p>2 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当らなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。～（中略）～</p> <p>(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表（工場製作にあつては工場組織表） (4) 安全管理（資格に係る登録番号等を一覧表示） (5) 主要機械 (6) 主要材料（材料についてはメーカー名を記載、1.1. 2用語の定</p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1. 4 施工計画書 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>義42～47の規格品以外は品質証明等を記載)</p> <p>(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</p> <p>(8) 施工管理計画 (資格証写しを添付)</p> <p>(9) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(10) 交通管理 (交通標識、交通規制内容、ダンプトラックの過積載防止についても記載する)</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 現場作業環境の整備</p> <p>(13) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(14) <u>建設発生土の搬出先の受入承諾書等 (搬出先を変更する際は諸法令違反ではないことが分かる資料を提出すること)</u></p> <p>(15) 法定休日・所定休日 (週休二日の導入)</p> <p>(16) その他 (社内検査・中間検査実施計画の作成)</p> <p>～ (中略) ～</p> <p>4 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更 (工期や数量等の軽微な変更は除く。ただし、配管資材数量の変更は含む) が生じた場合には、その都度当該工事に着工する前に変更に関する事項について変更施工計画書を監督員に提出 (変更になるページのみを提出。当初提出したものに随時追加していく。追加しやすいように当初のものは製本せず、クリップ止め等とする。) しなければならない。</p>	<p>義32～37の規格品以外は品質証明等を記載)</p> <p>(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</p> <p>(8) 施工管理計画 (資格証写しを添付)</p> <p>(9) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(10) 交通管理 (交通標識、交通規制内容、ダンプトラックの過積載防止についても記載する)</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 現場作業環境の整備</p> <p>(13) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(14) <u>残土捨場の場所</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(15) その他 (社内検査・中間検査実施計画の作成)</p> <p>～ (中略) ～</p> <p>4 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更 (<u>材料の数量が変更になった場合も含む</u>) が生じた場合には、その都度当該工事に着工する前に変更に関する事項について変更施工計画書を監督員に提出 (変更になるページのみを提出。当初提出したものに随時追加していく。追加しやすいように当初のものは製本せず、クリップ止め等とする。) し、<u>打ち合わせし</u>なければならない。</p>
<p>1.1. 5 コリنز (CORINS)への登録 (参考とする県仕様書</p>	<p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報<u>システム</u>(コリنز)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として<u>作成した</u>「登録のための</p>	<p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報<u>サービス</u>(コリنز)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として_____「登録のための</p>

項目	改正案	現 行
<p>の改正による)</p> <p>1.1. 5 コリNZ (CORINS)への登録 (参考とする県仕様書 の改正による)</p>	<p>確認のお願い」をコリNZから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</u>に、<u>登録内容の変更時は変更のあった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</u>に、<u>完成時は 工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</u>に、訂正時は適宜登録機関に<u>登録</u>しなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正等にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、<u>コリNZ登録時に監督員にメール送信される</u>。なお、変更時と完成時の間が、<u>10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)</u>に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できる。_____</p> <p><u>また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリNZから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>なお、完成登録は、しゅん工検査終了後に行うものとする。</p>	<p>確認のお願い」を作成し_____監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後速やかに、_____変更時は登録内容の変更後速やかに、_____完成時は、しゅん工検査終了後速やかに_____に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正等にそれぞれ登録するものとする。</p> <p><u>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u></p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、<u>その写しを直ちに監督員に提示しなければならない</u>。なお、変更時と完成時の間が、土曜日、日曜日、祝日、<u>年末年始の閉庁日を除き 10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする</u>。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>なお、完成登録は、しゅん工検査終了後に行うものとする。</p>
<p>1.1.10 委任又は下請負 (参考とする県仕様書 の改正による)</p>	<p>2 受注者は、工事の一部を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工にあたり、総合的に企画、指導及び調整する</p>	<p>2 受注者は、工事の一部を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工にあたり、総合的に企画、指導及び調整する</p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.10 委任又は下請負 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>ものであること。 (2) 下請負者が、郡山市の工事等指名競争入札参加有資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3) <u>下請負者が、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</u> (4) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、<u>下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。</u></p>	<p>るものであること。 (2) 下請負者が、郡山市の工事等指名競争入札参加有資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 <u>(新規)</u> (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、<u>適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u></p>
<p>1.1.11 施工体制台帳及び施工体系図 (建設省経建発第147号令和4年12月28日 通知)</p>	<p>2 受注者は、～(略)～提出しなければならない。<u>また、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第69号)により、作業員名簿を施工体制台帳の一部として作成すること。</u></p>	<p>2 受注者は、～(略)～提出しなければならない。 _____ _____</p>
<p>1.1.13 調査・試験に対する協力 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>2 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない</p>	<p><u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.14 工事の一時中止 (内容の改正による)</p> <p>1.1.15 工期変更 (局工事請負契約約款の変更による)</p>	<p>。</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査及び施工合理化（実態）調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p><u>4</u> 受注者は、工事現場において ～（略）～</p> <p>1 発注者は、～（中略）～ 人為的な事象による工事の中断については、1.1. <u>41</u>臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>3 前第1項及び第2項において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理を含めた変更施工計画書を発注者に提出し、<u>協議する</u>ものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第<u>22</u>条及び第<u>41</u>条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第<u>24</u>条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）も</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2</u> 受注者は、工事現場において ～（略）～</p> <p>1 発注者は、～（中略）～ 人為的な事象による工事の中断については、1.1. <u>38</u>臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>3 前第1項及び第2項において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理を含めた変更施工計画書を発注者に提出し、<u>承諾を得る</u>ものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第<u>21</u>条及び第<u>40</u>条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第<u>23</u>条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）も</p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.15 工期変更 (局工事請負契約約款の変更による)</p>	<p>のとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、契約書第18条第5項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、前第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、契約書第19条に基づく設計図書の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、前第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>4 受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、前第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>5 受注者は、契約書第23条第1項に基づき、工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>のとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、契約書第18条第5項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、前第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、契約書第19条に基づく設計図書の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、前第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>4 受注者は、契約書第23条に基づき工期の延長を求める場合、前第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>5 受注者は、契約書第22条第1項に基づき、工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>
<p>1.1.17 建設副産物</p>	<p>2 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄</p>	<p>2 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物</p>

項目	改正案	現 行
<p>(参考とする県仕様書の改正による)</p> <p>1.1.17 建設副産物</p> <p>(参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>物管理票(紙マニフェスト) <u>又は電子マニフェスト</u>により適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。ただし、検査時まで処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示でよいものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <hr/> <p>3 ～ (略) ～</p> <p>4 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設副産物情報交換システム(COBRIS)</u>により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>、監督員に提出しなければならない</p> <p><u>また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>5 <u>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u></p> <p>6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設副産物情報交換システム(COBRIS)</u>により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、監督員に提</p>	<p>管理票(紙マニフェスト) _____ により適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。ただし、検査時まで処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示でよいものとする。</p> <p><u>また、受注者は、処理が完了した時点(検査後も可)で、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)のE票の写しを、監督員に提出するものとする。</u></p> <p>3 ～ (略) ～</p> <p>4 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)</u>により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に<u>含め</u>、監督員に提出しなければならない。</p> <hr/> <p><u>(新規)</u></p> <p>5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)</u>により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工</p>

項目	改正案	現 行
	<p><u>11</u> 本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち、「最終処分場(中間処理施設〈減量化施設〉経由を含む)へ搬入する産業廃棄物については、福島県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。</p>	<p>7 本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち、「最終処分場(中間処理施設〈減量化施設〉経由を含む)へ搬入する産業廃棄物については、福島県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。</p>
<p>1.1.18 監督員の検査 (確認を含む)及び立会等 (局工事請負契約約款の 変更による)</p>	<p>1 受注者は、設計図書に従って、工事の施工に伴う監督員の<u>確認及び立会等</u>を受ける場合は、あらかじめ<u>確認書(確認・立会願)</u>を監督員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、契約書及び標準仕様書の規定に基づき、監督員の検査もしくは確認及び立会を受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合であっても、契約書第17条及び第<u>32</u>条に規定する義務を免れないものとする ～(中略)～</p> <p>8 (2)受注者は、事前に段階確認に係わる報告(<u>種別、細別、施工</u>予定時期等)を施工計画書に記載し監督員に提出しなければならない。～中略～</p> <p><u>11 受注者は、「郡山市上下水道局工事等の遠隔臨場に関する要領」に基づき、遠隔臨場を実施することができる。ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になってしまう恐れのある場合は、その限りではない。</u></p>	<p>1 受注者は、設計図書に従って、工事の施工に伴う監督員の検査・確認及び立会等を受ける場合は、あらかじめ<u>検査願、確認・立会願等</u>を監督員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、契約書及び標準仕様書の規定に基づき、監督員の検査もしくは確認及び立会を受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合であっても、契約書第17条及び第<u>31</u>条に規定する義務を免れないものとする ～(中略)～</p> <p>8 (2)受注者は、事前に段階確認に係わる報告(<u>工種、細別、予定時期等</u>)を施工計画書に記載し監督員に提出しなければならない。～中略～</p> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>1.1.21 しゅん工検査 (局工事請負契約約款 の変更、及び参考とする 県仕様書の改正による)</p>	<p>1 受注者は、契約書第<u>32</u>条の規定に基づき、しゅん工届けを監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、しゅん工届提出時及び監督員が指示したときに、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1 受注者は、契約書第<u>31</u>条の規定に基づき、しゅん工届けを監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、しゅん工届提出時及び監督員が指示したときに、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。</p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.21 しゅん工検査 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>(1) しゅん工図 (出来形図) (2) 施工管理の結果資料 ①出来形管理 ②品質管理 ③工事写真 (3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果及び施工立会の記録 (4) 上記以外の使用材料に関する資料 (5) 社内検査結果資料 <u>(施工確認願いで提出済みのものは除く)</u> (6) その他監督員の指示するもの</p> <p>3 受注者は、しゅん工検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。</p> <p>(1) 各資材の受払い記録 (2) 工事日報 (KY活動、TBM等の記録を含む) ※様式は任意とする。 (3) 設計図書で指示した工事材料以外の使用材料に関する資料 (4) 産業廃棄物管理票 (紙マニフェスト <u>又は電子マニフェスト</u>) (5) その他検査員の指示するもの</p>	<p>(1) しゅん工図 (出来形図) (2) 施工管理の結果資料 ①出来形管理 ②品質管理 ③工事写真 (3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果及び施工立会の記録 (4) 上記以外の使用材料に関する資料 (5) 社内検査結果資料 _____ (6) その他監督員の指示するもの</p> <p>3 受注者は、しゅん工検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。</p> <p>(1) 各資材の受払い記録 (2) 工事日報 (KY活動、TBM等の記録を含む) ※様式は任意とする。 (3) 設計図書で指示した工事材料以外の使用材料に関する資料 (4) 産業廃棄物管理票 (紙マニフェスト _____) (5) その他検査員の指示するもの</p>
<p>1.1.22 既済部分検査 (局工事請負契約約款の変更による)</p>	<p>1 受注者は、契約書第<u>38</u>条第2項の部分払いの確認の請求を行った場合又は、契約書第<u>39</u>条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>約款第35条に基づく中間前払金の請求</u>、契約書第<u>38</u>条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督員の指示により、工事出来高報告書及び工事出来<u>形</u>内訳書を作成し、監督員に提</p>	<p>1 受注者は、契約書第<u>37</u>条第2項の部分払いの確認の請求を行った場合又は、契約書第<u>37</u>条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、_____ 契約書第<u>37</u>条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督員の指示により、工事出来高報告書及び工事出来高内訳書を作成し、監督員に提</p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.24 施工管理 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>出しなければならない。</p> <p>6 <u>受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、</u>受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>7 ～（中略）～</p> <p>9 受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、積極的に工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、郡山市上下水道局情報共有システムの利用に関する実施要領に基づくこととする。</p> <p>10 受注者は、水中又は地下に埋設される部分、～（略）～</p> <p>11 受注者は、工事の施工が次の各号の事項に該当する場合は、監督員の立会いを求めたうえ施工しなければならない。</p> <p>(1) 特に重要、又は特殊な構造物の基礎工事の施工</p> <p>(2) 第三者に対する損害の発生のおそれのある工事の施工を行う場合</p> <p>(3) その他監督員の特に指示したもの</p> <p>12 受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければなら</p>	<p>出しなければならない。</p> <p>6 _____ _____ _____</p> <p>_____ 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>7 ～（中略）～ <u>(新規)</u></p> <p><u>9</u> 受注者は、水中又は地下に埋設される部分、～（略）～ <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.27 週休二日の対応 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>ない。</p> <p>1 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。</p> <p>なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>1.1.28 工事関係者に関する措置請求 (条項のずれによる)</p>	<p>～ (略) ～</p>	<p>～ (略) ～</p>
<p>1.1.29 工事中の安全確保 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>1 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省 大臣官房技術調査課長、国土交通省 総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省 告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.29 工事中の安全確保</p> <p>(参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>1 1 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも出来る。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2) 当該工事内容等の周知徹底</p> <p>(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底</p> <p>(4) 当該工事における災害対策訓練</p> <p>(5) 当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>(6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>1 2 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>1 3 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p>1 4 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。なお、上記の関係機関から安全確保に関する指摘、改善命令等が文書により行われた場合は、すみやかに監督員に報告しなければならない。</p> <p>1 5 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うと</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.30 後片付け (タイトル修正)</p> <p>1.1.31 事故報告書 (参考とする県仕様書の改正による)</p> <p>1.1.32 環境対策 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>～ (略) ～</p> <p>1 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱第7条に該当すると認められるときは、速やかに不正及び事故業者等報告書を監督員が指示する期日までに、提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す_____建設機械を使用する場合_____は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号_____)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付け国総環リ第6号)」に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排ガス規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省 令第1号)第16条第1項第2号若</p>	<p>～ (略) ～</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>4 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す<u>一般工事事用</u>建設機械を使用する場合及びトンネル坑内作業にあたり表1-2に示す<u>トンネル工事事用</u>建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する<u>機械</u>、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.32 環境対策 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p><u>7 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</u></p> <p><u>(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。な</u></p>	<p>ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>7 受注者は、資材_____、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、<u>事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を必要に応じ監督員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

項目	改正案	現 行																
<p>1.1.32 環境対策 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p><u>お、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。</u></p> <p><u>また、その調達実績の集計結果を必要に応じ監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。</u></p> <p>(2) <u>グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</u></p> <p style="text-align: center;">表1-1</p> <table border="1" data-bbox="427 699 1261 1023"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ (略) ～</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 <u>ただし、道路運送車両の保安基準に排ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表1-2</p> <table border="1" data-bbox="427 1078 1261 1457"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ (略) ～</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力<u>30</u>kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている<u>大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の</u>自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	～ (略) ～	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 <u>ただし、道路運送車両の保安基準に排ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</u>	機 種	備 考	～ (略) ～	ディーゼルエンジン（エンジン出力 <u>30</u> kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている <u>大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の</u> 自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p><u>(新規)</u></p> <p style="text-align: center;">表1-1</p> <table border="1" data-bbox="1288 699 2121 1023"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ (略) ～</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 <hr/><hr/><hr/></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表1-2</p> <table border="1" data-bbox="1288 1078 2121 1457"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ (略) ～</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力<u>7.5</u>kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている <hr/> <u>自動車</u>の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	～ (略) ～	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 <hr/> <hr/> <hr/>	機 種	備 考	～ (略) ～	ディーゼルエンジン（エンジン出力 <u>7.5</u> kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている <hr/> <u>自動車</u> の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
機 種	備 考																	
～ (略) ～	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 <u>ただし、道路運送車両の保安基準に排ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</u>																	
機 種	備 考																	
～ (略) ～	ディーゼルエンジン（エンジン出力 <u>30</u> kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている <u>大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の</u> 自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	
機 種	備 考																	
～ (略) ～	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 <hr/> <hr/> <hr/>																	
機 種	備 考																	
～ (略) ～	ディーゼルエンジン（エンジン出力 <u>7.5</u> kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている <hr/> <u>自動車</u> の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	

項目	改正案	現 行
1. 1. 33 文化財の保護 (条項のずれによる)	～ (略) ～	～ (略) ～
1. 1. 34 諸法令の遵守 (法令の重複及び追加による)	<p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令及び諸法規の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令及び条例は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 <u>(令和元年5月改正 法律第7号)</u></p> <p>(2) 建設業法 <u>(令和6年12月改正 法律第49号)</u></p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 <u>(平成21年6月改正 法律第51号)</u></p> <p>(4) 労働基準法 <u>(令和6年5月改正 法律第42号)</u></p> <p>(5) 労働安全衛生法 <u>(令和元年6月改正 法律第37号)</u></p> <p>(6) 作業環境測定法 <u>(令和元年6月改正 法律第37号)</u></p> <p>(7) じん肺法 <u>(平成30年7月改正 法律第71号)</u></p> <p>(8) 雇用保険法 <u>(令和6年6月改正 法律第47号)</u></p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 <u>(令和2年6月改正 法律第40号)</u></p> <p>(10) 健康保険法 <u>(令和6年6月改正 法律第47号)</u></p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 <u>(令和2年6月改正 法律第40号)</u></p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 <u>(令和6年5月改正 法律第26号)</u></p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 <u>(令和5年12月改正 法律第84号)</u></p> <p>(14) 道路法 <u>(令和5年5月改正 法律第34号)</u></p> <p>(15) 道路交通法 <u>(令和5年6月改正 法律第56号)</u></p> <p>(16) 道路運送法 <u>(令和5年4月改正 法律第18号)</u></p>	<p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令及び諸法規の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令及び条例は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) ～ (略) ～ <u>(昭和22年法律第67号)</u></p> <p>(2) ～ (略) ～ <u>(昭和24年法律第100号)</u></p> <p>(3) ～ (略) ～ <u>(昭和31年法律第120号)</u></p> <p>(4) ～ (略) ～ <u>(昭和22年法律第49号)</u></p> <p>(5) ～ (略) ～ <u>(昭和47年法律第57号)</u></p> <p>(6) ～ (略) ～ <u>(昭和50年法律第28号)</u></p> <p>(7) ～ (略) ～ <u>(昭和35年法律第30号)</u></p> <p>(8) ～ (略) ～ <u>(昭和49年法律第116号)</u></p> <p>(9) ～ (略) ～ <u>(昭和22年法律第50号)</u></p> <p>(10) ～ (略) ～ <u>(昭和11年法律第70号)</u></p> <p>(11) ～ (略) ～ <u>(昭和34年法律第160号)</u></p> <p>(12) ～ (略) ～ <u>(昭和51年法律第33号)</u></p> <p>(13) ～ (略) ～ <u>(平成3年法律第94号)</u></p> <p>(14) ～ (略) ～ <u>(昭和27年法律第180号)</u></p> <p>(15) ～ (略) ～ <u>(昭和35年法律第105号)</u></p> <p>(16) ～ (略) ～ <u>(昭和26年法律第183号)</u></p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.34 諸法令の遵守 (法令の重複及び追加による)</p>	(17) 道路運送車両法 <u>(令和5年6月改正 法律第63号)</u>	(17) ～ (略) ～ <u>(昭和26年法律第185号)</u>
	(18) 砂防法 <u>(平成25年11月改正 法律第76号)</u>	(18) ～ (略) ～ <u>(明治30年法律第29号)</u>
	(19) 地すべり等防止法 <u>(令和5年5月改正 法律第34号)</u>	(19) ～ (略) ～ <u>(昭和33年法律第30号)</u>
	(20) 河川法 <u>(令和5年5月改正 法律第34号)</u>	(20) ～ (略) ～ <u>(昭和39年法律第167号)</u>
	(21) 海岸法 <u>(令和5年12月改正 法律第34号)</u>	(21) ～ (略) ～ <u>(昭和31年法律第101号)</u>
	(22) 港湾法 <u>(令和4年11月改正 法律第87号)</u>	(22) ～ (略) ～ <u>(昭和25年法律第218号)</u>
	(23) 港則法 <u>(令和3年6月改正 法律第53号)</u>	(23) ～ (略) ～ <u>(昭和23年法律第174号)</u>
	(24) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> <u>(令和5年5月改正 法律第34号)</u>	(24) <u>漁港法</u> (25) ～ (略) ～ <u>(昭和33年法律第79号)</u>
	(25) 下水道法 <u>(令和4年5月改正 法律第44号)</u>	(26) ～ (略) ～ <u>(昭和27年法律第231号)</u>
	(26) 航空法 <u>(令和5年6月改正 法律第63号)</u>	(27) ～ (略) ～ <u>(大正10年法律第57号)</u>
	(27) 公有水面埋立法 <u>(平成26年6月改正 法律第51号)</u>	(28) ～ (略) ～ <u>(大正10年法律第76号)</u>
	(28) 軌道法 <u>(令和2年6月改正 法律第41号)</u>	(29) ～ (略) ～ <u>(昭和26年法律第249号)</u>
	(29) 森林法 <u>(令和2年6月改正 法律第41号)</u>	(30) ～ (略) ～ <u>(平成5年法律第91号)</u>
	(30) 環境基本法 <u>(令和3年5月改正 法律第36号)</u>	(31) ～ (略) ～ <u>(昭和25年法律第149号)</u>
	(31) 火薬類取締法 <u>(令和元年6月改正 法律第37号)</u>	(32) ～ (略) ～ <u>(昭和43年法律第97号)</u>
	(32) 大気汚染防止法 <u>(令和2年6月改正 法律第39号)</u>	(33) ～ (略) ～ <u>(昭和43年法律第98号)</u>
	(33) 騒音規制法 <u>(平成26年6月改正 法律第72号)</u>	(34) ～ (略) ～ <u>(昭和45年法律第138号)</u>
	(34) 水質汚濁防止法 <u>(平成29年6月改正 法律第45号)</u>	(35) ～ (略) ～ <u>(昭和59年法律第61号)</u>
	(35) 湖沼水質保全特別措置法 <u>(平成26年6月改正 法律第72号)</u>	(36) ～ (略) ～ <u>(昭和51年法律第64号)</u>
	(36) 振動規制法 <u>(平成26年6月改正 法律第72号)</u>	(37) ～ (略) ～ <u>(昭和45年法律第137号)</u>
	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <u>(令和元年6月改正 法律第37号)</u>	(38) ～ (略) ～ <u>(昭和25年法律第214号)</u>
	(38) 文化財保護法 <u>(令和3年4月改正 法律第22号)</u>	(39) ～ (略) ～ <u>(昭和43年法律第74号)</u>

項目	改正案	現 行		
<p>1.1.34 諸法令の遵守 (法令の重複及び追加による)</p>	(39) 砂利採取法 <u>(令和5年6月改正 法律第63号)</u>	(40) ～ (略) ～	<u>(昭和39年法律第170号)</u>	
	(40) 電気事業法 <u>(令和5年6月改正 法律第44号)</u>	(41) ～ (略) ～	<u>(昭和23年法律第186号)</u>	
	(41) 消防法 <u>(令和5年6月改正 法律第58号)</u>	(42) ～ (略) ～	<u>(昭和24年法律第188号)</u>	
	(42) 測量法 <u>(令和6年6月改正 法律第54号)</u>	(43) ～ (略) ～	<u>(昭和25年法律第201号)</u>	
	(43) 建築基準法 <u>(令和6年6月改正 法律第53号)</u>	(44) ～ (略) ～	<u>(昭和31年法律第79号)</u>	
	(44) 都市公園法 <u>(令和6年5月改正 法律第40号)</u>	(45) ～ (略) ～	<u>(平成12年法律第104号)</u>	
	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	<u>(令和6年12月改正 法律第49号)</u>	(46) ～ (略) ～	<u>(平成14年法律第53号)</u>
	(46) 土壤汚染対策法 <u>(平成29年6月改正 法律第45号)</u>	(47) ～ (略) ～	<u>(昭和32年法律第106号)</u>	
	(47) 駐車場法 <u>(平成29年5月改正 法律第26号)</u>	(48) ～ (略) ～	<u>(昭和47年法律第115号)</u>	
	(48) 海上交通安全法 <u>(令和5年5月改正 法律第34号)</u>	(49) ～ (略) ～	<u>(昭和52年法律第62号)</u>	
	(49) 海上衝突予防法 <u>(平成15年6月改正 法律第63号)</u>	(50) ～ (略) ～	<u>(昭和45年法律第136号)</u>	
	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	<u>(令和3年5月改正 法律第43号)</u>	(51) ～ (略) ～	<u>(昭和22年法律第100号)</u>
	(51) 船員法 <u>(令和6年6月改正 法律第42号)</u>	(52) ～ (略) ～	<u>(昭和26年法律第149号)</u>	
	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	<u>(令和5年5月改正 法律第24号)</u>	(53) ～ (略) ～	<u>(昭和8年法律第11号)</u>
	(53) 船舶安全法 <u>(令和3年5月改正 法律第43号)</u>	(54) ～ (略) ～	<u>(昭和47年法律第85号)</u>	
	(54) 自然環境保全法 <u>(平成31年4月改正 法律第20号)</u>	(55) ～ (略) ～	<u>(昭和32年法律第161号)</u>	
	(55) 自然公園法 <u>(令和3年5月改正 法律第29号)</u>	(56) ～ (略) ～	<u>(平成12年法律第127号)</u>	
	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	<u>(令和6年6月改正 法律第54号)</u>	(57) ～ (略) ～	<u>(平成12年法律第100号)</u>
	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	<u>(令和3年5月改正 法律第36号)</u>	(58) ～ (略) ～	<u>(昭和39年法律第168号)</u>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.34 諸法令の遵守 (法令の重複及び追加による)</p>	<p>(58) 河川法施行法抄 <u>(平成11年12月改正 法律第160号)</u></p> <p>(59) 技術士法 <u>(令和元年6月改正 法律第37号)</u></p> <p>(60) 漁業法 <u>(令和3年5月改正 法律第47号)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(61) 空港法 (令和4年6月改正 法律第62号)</u></p> <p><u>(62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第76号)</u></p> <p><u>(63) 厚生年金保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)</u></p> <p><u>(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)</u></p> <p><u>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号)</u></p> <p><u>(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)</u></p> <p><u>(67) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号)</u></p> <p><u>(68) 所得税法 (令和6年5月改正 法律第26号)</u></p> <p><u>(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)</u></p> <p><u>(70) 船員保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)</u></p> <p><u>(71) 著作権法 (令和6年6月改正 法律第55号)</u></p> <p><u>(72) 電波法 (令和5年12月改正 法律第87号)</u></p> <p><u>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)</u></p>	<p>(59) ～ (略) ～ <u>(昭和58年法律第25号)</u></p> <p>(60) ～ (略) ～ <u>(昭和24年法律第267号)</u></p> <p>(61) <u>漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号)</u></p> <p><u>(62) 空港法 (昭和31年法律第80号)</u></p> <p><u>(63) 計量法 (平成4年法律第51号)</u></p> <p><u>(64) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)</u></p> <p><u>(65) 航路標識法 (昭和24年法律第99号)</u></p> <p><u>(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)</u></p> <p><u>(67) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)</u></p> <p><u>(68) 職業安定法 (昭和22年法律第141号)</u></p> <p><u>(69) 所得税法 (昭和40年法律第33号)</u></p> <p><u>(70) 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)</u></p> <p><u>(71) 船員保険法 (昭和14年法律第73号)</u></p> <p><u>(72) 著作権法 (昭和45年法律第48号)</u></p> <p><u>(73) 電波法 (昭和25年法律第131号)</u></p> <p><u>(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第131号)</u></p>
<p>1.1.34 諸法令の遵守 (法令の重複及び追加による)</p>	<p><u>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和6年6月改正 法律第47号)</u></p> <p><u>(75) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</u></p> <p><u>(76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</u></p> <p><u>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律</u></p>	<p><u>(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)</u></p> <p><u>(76) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)</u></p> <p><u>(77) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)</u></p> <p><u>(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律</u></p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.37 提出書類 (参考とする県仕様書の改正による)</p> <p>1.1.38 不可抗力による損害 (局工事請負契約約款の変更による)</p>	<p><u>3 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際は、必ず最新のデータに更新 (アップデート) されたソフトを使用してウィルスチェックを行い提出するものとする。なお、使用するウィルスチェックソフトの種別は任意とする。</u></p> <p>1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第<u>30</u>条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに請負工事被害報告書により監督員に<u>報告</u>するものとする。</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p>1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第<u>29</u>条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに請負工事被害報告書により監督員に<u>通知</u>するものとする。</p>
<p>1.1.39 特許権等 (参考とする県仕様書の改正による)</p> <p>1.1.40 保険の付保及び事故の補償 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>2 契約書第<u>30</u>条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 ～ (中略) ～</p> <p>3 契約書第<u>30</u>条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第<u>27</u>条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 ～ (略) ～</p> <p>3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (<u>令和6年6月改正法律第55号第2条第1項第1号</u>) に規定される～ (中略) ～</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、<u>厚生年金保険法</u>及び中小企業退職金共済法の規定により雇用者等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、加入する労災保険関係の項目を現場の見やすい所に掲示するもの</p>	<p>2 契約書第<u>29</u>条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 ～ (中略) ～</p> <p>3 契約書第<u>29</u>条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第<u>26</u>条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 ～ (略) ～</p> <p>3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (<u>昭和45年法律第48号第2条第1項第1号</u>) に規定される～ (中略) ～</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法_____及び中小企業退職金共済法の規定により雇用者等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、加入する労災保険関係の項目を現場の見やすい所に掲示するもの</p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.40 保険の付保及び事故の補償 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>とする。</p> <p>2 <u>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設業退職金共済<u>制度</u>に該当する場合は同<u>制度</u>に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。</p> <p>また、当該請負契約金額から消費税を除いた額が100万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を発注者に提出しなければならない。</p> <p>受注者が今後の所要見込額も含めて証紙を一括購入している場合等、前記による収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その旨及び購入予定等を記載した調書を提出しなければならない。</p> <p>受注者は、本制度の普及促進のため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい所に掲示するものとする。</p> <p><u>また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。</u></p> <p>5 上記以外の制度(商工会議所退職金共済制度等)に加入している場合は、その証明書を提出するものとする。</p> <p>～ (略) ～</p>	<p>とする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済<u>組合</u>に該当する場合は同<u>組合</u>に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。</p> <p>また、当該請負契約金額から消費税を除いた額が100万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を発注者に提出しなければならない。</p> <p>受注者が今後の所要見込額も含めて証紙を一括購入している場合等、前記による収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その旨及び購入予定等を記載した調書を提出しなければならない。</p> <p>受注者は、本制度の普及促進のため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい所に掲示するものとする。</p> <hr/> <p>4 上記以外の制度(商工会議所退職金共済制度等)に加入している場合は、その証明書を提出するものとする。</p> <p>～ (略) ～</p>
<p>1.1.39 賠償の義務</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>1 <u>受注者は、工事のため発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠</u></p>

項目	改正案	現 行
<p>(削除) (局工事請負契約約款による)</p> <p><u>1.1.40 保証期間</u> (削除) (民法の改正による)</p> <p><u>1.1.42 疑義の解釈</u> (条項のずれによる)</p> <p><u>1.1.43 ウィークリースタンスの推進</u> (要綱の制定による)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>～ (略) ～</p> <p><u>受発注者協力のもと計画的に工事を履行することで、品質管理に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである</u> <u>(取組内容)</u></p> <p><u>1 打合せ時間の配慮</u> <u>昼休みや午後4時以降開始の打合せは行わない。</u></p> <p><u>2 資料作成の配慮</u> <u>(1) 休日明け日(月曜日等)を依頼の期限日としない。</u> <u>(2) 休日前(金曜日等)に新たな依頼をしない。</u> <u>(3) 定時間際や定時後に依頼をしない。</u> <u>(4) 作業内容に見合った作業期間を確保する。</u></p> <p><u>3 ワンデーレスポンスの徹底</u></p>	<p><u>償の責を負うものとする。ただし、天災、その他不可抗力によると考えられる場合は、契約書第30条に基づき協議しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者の使用する労働者の行為又はこれに対する第三者からの求償については発注者は一切その責を負わない。</u></p> <p><u>3 前2項の処理は、原則として受注者が行うものとする。</u></p> <p><u>受注者は、工事目的物にかしがあるときは、工事(修繕)請負契約書第41条に定める相当の期間そのかきを補修し、また、そのかしによって生じた滅失もしくはき損に対し、損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>～ (略) ～</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

項目	改正案	現 行
<p>1.1.44 標準仕様書の改正・訂正 (内容の追加による)</p>	<p><u>ワンデーレスポンスを徹底する。</u></p> <p><u>4 その他</u></p> <p><u>(1) 定時の帰宅を心がける。</u></p> <p><u>(2) 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。</u></p> <p><u>(3) 受発注者間で全体の工事工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。</u></p> <p><u>5 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限を確認し、合意を図る。</u></p> <p><u>1 この標準仕様書は郡山市上下水道局のホームページからダウンロードできます。</u></p> <p><u>2 標準仕様書の改正及び訂正があった場合は、ホームページでお知らせします。</u></p> <p><u>http://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/204/5669.html</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>第2節 安全管理 1.2.2 交通保安対策 (参考とする県仕様書の改正による)</p>	<p>8 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通誘導警備員を配置して、車両の誘導及び事故防止にあたらなければならない。受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。また、表1-3に示す路</p>	<p>8 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通誘導警備員を配置して、車両の誘導及び事故防止にあたらなければならない。受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。また、表1-3に示す路線及び区間</p>

項目	改正案	現 行																											
<p>1.2.2 交通保安対策 (参考とする県仕様書の改正による)</p> <p>1.2.3 歩行者通路の確保 (内容の追加)</p> <p>1.2.4 事故防止 (内容など修正)</p>	<p>線及び区間で交通誘導警備業務を行わせる場合は、警備業法(令和元年6月改正 法律第37号)第18条及び警備員の検定等に関する規則(令和元年10月改正 国家公安委員会規則第8号、_____)第2条並びに、福島県公安委員会告示第56号(平成27年10月6日)に基づき、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。</p> <p>表1-3</p> <table border="1" data-bbox="450 539 1261 925"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定路線</th> <th>区間</th> <th>施行年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">福島県 公安委員会 が必要と 認める道路</td> <td>国道4号</td> <td rowspan="6">郡山市 の全域</td> <td rowspan="2">平成19年6月19日</td> </tr> <tr> <td>国道49号</td> </tr> <tr> <td>国道288号</td> <td rowspan="4">平成28年4月1日</td> </tr> <tr> <td>国道294号</td> </tr> <tr> <td>県道河内郡山線</td> </tr> <tr> <td>県道須賀川二本松線</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 歩道(歩道のない道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分、以下同じ。)で工事をする場合は、歩行者が安全に通行できる通路を確保することを原則とする。(幅0.90m以上、高齢者や車椅子等の通行が想定されない場合は0.75m以上、有効高さ2.10m以上の歩行者通路を確保すること。)</p> <p>10 工事中、～(中略)～ 救助用具等を設備し、<u>酸素欠乏危険</u>作業主任者をおき万全の対策を講じなければならない。</p>	指定路線		区間	施行年月日	福島県 公安委員会 が必要と 認める道路	国道4号	郡山市 の全域	平成19年6月19日	国道49号	国道288号	平成28年4月1日	国道294号	県道河内郡山線	県道須賀川二本松線	<p>で交通誘導警備業務を行わせる場合は、警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)第18条及び警備員の検定等に関する規則(国家公安委員会規則第20号、平成17年11月18日)第2条並びに、福島県公安委員会告示第41号(平成18年12月19日)に基づき、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。</p> <p>表1-3</p> <table border="1" data-bbox="1310 539 2121 871"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定路線</th> <th>区間</th> <th>施行年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">福島県 公安委員会 が必要と 認める道路</td> <td>国道4号</td> <td rowspan="6">郡山市 の全域</td> <td rowspan="2">平成19年6月19日</td> </tr> <tr> <td>国道49号</td> </tr> <tr> <td>国道288号</td> <td rowspan="4">平成28年4月1日</td> </tr> <tr> <td>県道河内郡山線</td> </tr> <tr> <td>県道須賀川二本松線</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 歩道(歩道のない道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分、以下同じ。)で工事をする場合は、歩行者が安全に通行できる通路を確保することを原則とする。_____</p> <p>10 工事中、～(中略)～ 救助用具等を設備し、<u>酸欠</u>作業主任者をおき万全の対策を講じなければならない。</p>	指定路線		区間	施行年月日	福島県 公安委員会 が必要と 認める道路	国道4号	郡山市 の全域	平成19年6月19日	国道49号	国道288号	平成28年4月1日	県道河内郡山線	県道須賀川二本松線
指定路線		区間	施行年月日																										
福島県 公安委員会 が必要と 認める道路	国道4号	郡山市 の全域	平成19年6月19日																										
	国道49号																												
	国道288号		平成28年4月1日																										
	国道294号																												
	県道河内郡山線																												
	県道須賀川二本松線																												
指定路線		区間	施行年月日																										
福島県 公安委員会 が必要と 認める道路	国道4号	郡山市 の全域	平成19年6月19日																										
	国道49号																												
	国道288号		平成28年4月1日																										
	県道河内郡山線																												
	県道須賀川二本松線																												

項目	改正案	現 行
<p>1.2.9 工作物の解体作業等における石綿(アスベスト)の注意事項 (関係法令の改正による)</p>	<p>1 既設の建築物、工作物等の解体、破碎等を行う場合は「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)に従い、事前に石綿等(石綿障害予防規則第2条2号に掲げる物をいう。以下同じ。)の使用の有無の「<u>事前調査</u>」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「<u>事前調査結果の報告</u>」を所轄労働基準監督局に届出を行分ければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、福島県知事に届出を行わなければならない。</p>	<p>1 既設の建築物、工作物等の解体、破碎等を行う場合は「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)に従い、事前に石綿等(石綿障害予防規則第2条2号に掲げる物をいう。以下同じ。)の使用の有無を<u>目視</u>、資料等により確認し、その結果を記録する。</p>
<p>第3節 工事用設備等 1.3.3 工事現場標識 (内容の改正による)</p>	<p>1 工事現場には、1.1.24施工管理第3項に基づき、見やすい場所に、<u>工事種別</u>、工事箇所、工事期間、発注者名、受注者の住所、氏名等を記載した工事標示板、その他所定の標識を設置しなければならない。</p>	<p>1 工事現場には、1.1.24施工管理第3項に基づき、見やすい場所に、<u>工事名</u>、工事箇所、工事期間、発注者名、受注者の住所、氏名等を記載した工事標示板、その他所定の標識を設置しなければならない。</p>
<p>第4節 工事施工 1.4.8 建設副産物 1.4.8 断水工事等の施工時間の厳守 1.4.9 工事施工についての折衝報告 1.4.10 出来形数量の算出 1.4.11 工事記録写真 1.4.12 しゅん工図 1.4.13 工事関係書類の</p>	<p><u>削除</u> ～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～</p>	<p>建設副産物については、1.1.17建設副産物に準拠すること。 ～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～</p>

項目	改正案	現 行
<p>3.2.2 埋戻工 (内容の改正及び誤字の修正による)</p>	<p>規格に合格したもので、試料及び試験結果を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。<u>管周りの埋戻しについては、良質土とする。ただし、硬化する恐れがある材料は除く。(※掘削性が低下し、給水装置工事や漏水修繕時等の再掘削に埋設管を破損する恐れがあるため。)</u> なお、会所掘り、床均し等でほぐした土は搬出すること。</p> <p>3 ～ (略) ～</p> <p>4 土留の切梁、管の据付けの胴締め材は、管に影響を与えないよう取り外し<u>時期</u>、方法を考慮して埋戻しを行うこと</p>	<p>規格に合格したもので、試料及び試験結果を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。 _____</p> <p>_____ なお、会所掘り、床均し等でほぐした土は搬出すること。</p> <p>3 ～ (略) ～</p> <p>4 土留の切梁、管の据付けの胴締め材は、管に影響を与えないよう取り外し授記、方法を考慮して埋戻しを行うこと</p>
<p>第3節 管布設工</p>		
<p>3.3.2 配管技能者 (内容の改正による)</p>	<p>1 配管工事に従事する技能者は豊富な実務経験と知識等を有し、熟練した者でなければならない。</p> <p>2 <u>ダクティル</u> 鋳鉄管の配管にあたっては、日本水道協会の配管工技能講習会 (耐震継手、大口径) を終了した者、または、日本ダクティル鉄管協会等の配管技能講習 (耐震管 φ450以下、耐震管 φ500以上) を受講修了した者とする。水道配水用ポリエチレン管にあたっては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管施工講習会を受講修了した者とする。また、常に配管技能者登録証等を携帯すること。</p>	<p>1 配管工事に従事する技能者は豊富な実務経験と知識等を有し、熟練した者でなければならない。</p> <p>2 <u>(新規)</u></p>
<p>3.3.4 管の据付け (内容の改正による)</p>	<p>1 ～ (略) ～</p> <p>2 管の吊下ろしに当たって土留用切梁を一時取り外す場合は、必ず土留の補強を施し、安全を確認の上施工すること。</p> <p>3 ～ (略) ～</p> <p>4 ～ (略) ～</p> <p>5 ～ (略) ～</p>	<p>1 ～ (略) ～</p> <p>2 <u>(新規)</u></p> <p>3 ～ (略) ～</p> <p>4 ～ (略) ～</p> <p>5 ～ (略) ～</p>

項目	改正案	現 行																																				
<p>3.3.11 溶剤浸透防護スリーブ被覆工</p> <p>第4節 ダクタイトル鉄管の接合</p> <p>3.4.3 K形ダクタイトル鉄管 (内容の改正による)</p>	<p>6 ～(略)～ <u>水道配水用ポリエチレン管並びに水道配水用ポリエチレン管の弁筐類を埋設する場合、溶剤浸透防護スリーブ被覆を行うものとする。</u></p> <p>6 接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行うこと。(付則7 様式集参照) <u>なお、継手チェックシートの作成に当たっては、監督員と協議し承諾を得た上で、民間事業者で開発された施工管理システム等を利用することができる。その場合、作成及び提出する書式当等の様式については、様式集に定める様式でなくても差し支えない</u></p>	<p>6 ～(略)～ <u>(新規)</u></p> <p>6 接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行うこと。(付則7 様式集参照)</p> <hr/> <hr/> <hr/>																																				
<p>3.4.4 GX形ダクタイトル鉄管 (規格の追加及び内容の改正による)</p>	<p>7 直管、P-Link、およびライナ(ライナボード)の接合後、受け口と挿し口の隙間にゲージを差し込み、ゴム輪の入り込み量が表3-2の合格範囲であることを確認しなければならない。</p> <p>表3-2 <u>(ゲージ2mm、4mm共通)</u> <u>(ゲージ2mmのみ)</u></p> <table border="1" data-bbox="501 1058 824 1390"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>φ75</td><td>8～18</td></tr> <tr><td>φ100</td><td>8～18</td></tr> <tr><td>φ150</td><td>11～21</td></tr> <tr><td>φ200</td><td>11～21</td></tr> <tr><td><u>φ250</u></td><td><u>11～21</u></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="860 1058 1182 1335"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>φ300</td><td>14～24</td></tr> <tr><td><u>φ350</u></td><td><u>14～25</u></td></tr> <tr><td>φ400</td><td><u>14～28</u></td></tr> <tr><td><u>φ450</u></td><td><u>14～30</u></td></tr> </tbody> </table>	呼び径	合格範囲(mm)	φ75	8～18	φ100	8～18	φ150	11～21	φ200	11～21	<u>φ250</u>	<u>11～21</u>	呼び径	合格範囲(mm)	φ300	14～24	<u>φ350</u>	<u>14～25</u>	φ400	<u>14～28</u>	<u>φ450</u>	<u>14～30</u>	<p>7 直管、P-Link、およびライナ(ライナボード)の接合後、受け口と挿し口の隙間にゲージを差し込み、ゴム輪の入り込み量が表3-2の合格範囲であることを確認しなければならない。</p> <p>表3-2 _____</p> <table border="1" data-bbox="1541 1058 1863 1447"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>φ75</td><td>8～18</td></tr> <tr><td>φ100</td><td>8～18</td></tr> <tr><td>φ150</td><td>11～21</td></tr> <tr><td>φ200</td><td>11～21</td></tr> <tr><td>φ300</td><td>14～24</td></tr> <tr><td>φ400</td><td>14～25</td></tr> </tbody> </table>	呼び径	合格範囲(mm)	φ75	8～18	φ100	8～18	φ150	11～21	φ200	11～21	φ300	14～24	φ400	14～25
呼び径	合格範囲(mm)																																					
φ75	8～18																																					
φ100	8～18																																					
φ150	11～21																																					
φ200	11～21																																					
<u>φ250</u>	<u>11～21</u>																																					
呼び径	合格範囲(mm)																																					
φ300	14～24																																					
<u>φ350</u>	<u>14～25</u>																																					
φ400	<u>14～28</u>																																					
<u>φ450</u>	<u>14～30</u>																																					
呼び径	合格範囲(mm)																																					
φ75	8～18																																					
φ100	8～18																																					
φ150	11～21																																					
φ200	11～21																																					
φ300	14～24																																					
φ400	14～25																																					

項目	改正案	現 行
<p>3.4.5 NS形ダクタイ ル鋳鉄管 (呼び径の追加及び内容 の改正による)</p>	<p>8 ～ (略) ～</p> <p><u>9 G-Linkを取り付けた部分に防護コンクリートを打設する場合は、G-Linkと挿し口のすき間にセメントミルクが流入することが懸念されるため、すき間を粘着テープで覆うことで流入を防止する。</u></p> <p><u>1.0</u> 接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行うこと。(付則7 様式集参照)</p> <p><u>なお、継手チェックシートの作成に当たっては、民間事業者で開発された施工管理システム等を利用することができる。その場合、作成及び提出する書式等については、記載事項に不足等なければ、様式集に定める様式でなくても差し支えない。</u></p> <p>1 切管用挿しロリングを用いる場合は、1種管を用い、挿し口を切断した部分にはダクタイル鋳鉄管切管鉄部用塗料を使用して補修しなければならない。また、呼び径φ75～<u>φ450</u>は挿しロリングのねじ穴位置に0リング(2箇所)が付いていることを確認しなければならない。呼び径φ500～<u>φ900</u>は切管用挿しロリングが溝にセットされた状態で、円周方向および軸方向に手で押しても動かないことを確認しなければならない。</p> <p>2 呼び径φ75～<u>φ450</u>の切管用挿しロリングの固定は4通りあり、いずれの手法でも固定後は切管用挿しロリングと挿し口外面との間に隙間ゲージが全周にわたって入らないことを確認しなければならない。呼び径φ500～<u>φ900</u>の切管用挿しロリングの固定はリベットタイプのみであり、呼び径φ75～<u>φ450</u>と同様に隙間ゲージが全周にわたって入らないことを確認しなければならない。</p>	<p>8 異形管およびG-LinkのT頭ボルト～ (略) ～</p> <p><u>9 (新規)</u></p> <p><u>9</u> 接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行うこと。(付則7 様式集参照)</p> <p><u>(追加)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>1 切管用挿しロリングを用いる場合は、1種管を用い、挿し口を切断した部分にはダクタイル鋳鉄管切管鉄部用塗料を使用して補修しなければならない。また、呼び径φ75～φ400は挿しロリングのねじ穴位置に0リング(2箇所)が付いていることを確認しなければならない。呼び径φ500～<u>φ700</u>は切管用挿しロリングが溝にセットされた状態で、円周方向および軸方向に手で押しても動かないことを確認しなければならない。</p> <p>2 呼び径φ75～φ400の切管用挿しロリングの固定は4通りあり、いずれの手法でも固定後は切管用挿しロリングと挿し口外面との間に隙間ゲージが全周にわたって入らないことを確認しなければならない。呼び径φ500～<u>φ700</u>の切管用挿しロリングの固定はリベットタイプのみであり、呼び径φ75～φ400と同様に隙間ゲージが全周にわたって入らないことを確認しなければならない。</p>

項目	改正案	現 行																				
	<p>3 接合に先立ち、呼び径φ75～<u>φ450</u>は、挿し口外面から300mmの間、また、呼び径φ500～<u>φ900</u>は挿し口外面から600mmの間、および受け口内面に付着している油、砂、その他の異物を完全に除去しなければならない。</p> <p>4 呼び径φ75～<u>φ450</u>の直管および異形管を用いる場合は、ロックリング芯出し用ゴム、ロックリング、ゴム輪が正常な位置にあるか確認しなければならない。また、一体化長さの範囲内についてはライナ（ライナボード）が正常な位置にあるか確認しなければならない。呼び径φ500～<u>φ900</u>の直管、異形管およびライナは、ロックリング分割部が表3-4に示す寸法であることを確認してからストッパーを装着しなければならない。</p> <p>表3-4</p> <table border="1" data-bbox="427 855 1205 1018"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>φ 500</th> <th>φ 600</th> <th>φ 700</th> <th>φ 800</th> <th>φ 900</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロックリング 分割部寸(mm)</td> <td>122</td> <td>122</td> <td>132</td> <td>153</td> <td>157</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	φ 500	φ 600	φ 700	φ 800	φ 900	ロックリング 分割部寸(mm)	122	122	132	153	157	<p>3 接合に先立ち、呼び径φ75～φ400は、挿し口外面から300mmの間、また、呼び径φ500～<u>φ700</u>は挿し口外面から600mmの間、および受け口内面に付着している油、砂、その他の異物を完全に除去しなければならない。</p> <p>4 呼び径φ75～φ400の直管および異形管を用いる場合は、ロックリング芯出し用ゴム、ロックリング、ゴム輪が正常な位置にあるか確認しなければならない。また、一体化長さの範囲内についてはライナ（ライナボード）が正常な位置にあるか確認しなければならない。呼び径φ500～<u>φ700</u>の直管、異形管およびライナは、ロックリング分割部が表3-3に示す寸法であることを確認してからストッパーを装着しなければならない。</p> <p>表3-3</p> <table border="1" data-bbox="1288 850 1841 1013"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>φ 500</th> <th>φ 600</th> <th>φ 700</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロックリング 分割部寸(mm)</td> <td>122</td> <td>122</td> <td>132</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	φ 500	φ 600	φ 700	ロックリング 分割部寸(mm)	122	122	132
呼び径	φ 500	φ 600	φ 700	φ 800	φ 900																	
ロックリング 分割部寸(mm)	122	122	132	153	157																	
呼び径	φ 500	φ 600	φ 700																			
ロックリング 分割部寸(mm)	122	122	132																			
<p>3.4.5 NS形ダクタイ ル鋳鉄管 (呼び径の追加及び内容 の改正による)</p>	<p>5 接合作業後、直管呼び径φ75～<u>φ450</u>は、ゴム輪が正常な位置にあるか確認しなければならない。異形管呼び径φ75～φ200については、挿し口外面と屈曲防止リングの間に隙間ゲージが入らないことを確認しなければならない。また、直管呼び径φ500～<u>φ900</u>および異形管呼び径φ300～<u>φ900</u>については、仮締め付けを行った後、表3-5に示すトルクまで締め付けを行わなければならない。</p>	<p>5 接合作業後、直管呼び径φ75～φ400は、ゴム輪が正常な位置にあるか確認しなければならない。異形管呼び径φ75～φ200については、挿し口外面と屈曲防止リングの間に隙間ゲージが入らないことを確認しなければならない。また、直管呼び径φ500～<u>φ700</u>および異形管呼び径φ300～<u>φ700</u>については、仮締め付けを行った後、表3-4に示すトルクまで締め付けを行わなければならない。</p>																				

項目	改正案	現 行																					
	<p>表3-5</p> <table border="1" data-bbox="450 217 1205 438"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>ボルト径</th> <th>標準締め付けトルク (N・m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ 300～φ 600</td> <td>M20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>φ 700、<u>φ 800</u></td> <td>M24</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td><u>φ 900</u></td> <td><u>M30</u></td> <td><u>200</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行うこと。(付則7 様式集参照)</p> <p><u>なお、継手チェックシートの作成に当たっては、監督員と協議し承諾を得た上で、民間事業者で開発された施工管理システム等を利用することができる。その場合、作成及び提出する書式当等の様式については、様式集に定める様式でなくても差し支えない。</u></p>	呼び径	ボルト径	標準締め付けトルク (N・m)	φ 300～φ 600	M20	100	φ 700、 <u>φ 800</u>	M24	140	<u>φ 900</u>	<u>M30</u>	<u>200</u>	<p>表3-4</p> <table border="1" data-bbox="1310 217 2065 384"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>ボルト径</th> <th>標準締め付けトルク (N・m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ 300～φ 600</td> <td>M20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>φ 700</td> <td>M24</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行うこと。(付則7 様式集参照)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	呼び径	ボルト径	標準締め付けトルク (N・m)	φ 300～φ 600	M20	100	φ 700	M24	140
呼び径	ボルト径	標準締め付けトルク (N・m)																					
φ 300～φ 600	M20	100																					
φ 700、 <u>φ 800</u>	M24	140																					
<u>φ 900</u>	<u>M30</u>	<u>200</u>																					
呼び径	ボルト径	標準締め付けトルク (N・m)																					
φ 300～φ 600	M20	100																					
φ 700	M24	140																					
<p>3.4.6 継手の管理 (内容の改正による)</p> <p>第5節 その他の管の接合</p> <p>3.5.1 フランジ形ダクタイル鋳鉄管の接合 (内容の改正による)</p>	<p>導水管、送水管及び配水管の継手を施工した場合は、原則として継手チェックシートを提出するものとする。(付則7「様式集」参照)</p> <p><u>なお、継手チェックシートの作成に当たっては、監督員と協議し承諾を得た上で、民間事業者で開発された施工管理システム等を利用することができる。その場合、作成及び提出する書式当等の様式については、様式集に定める様式でなくても差し支えない。</u></p> <p>1 ～ (略) ～</p> <p>2 ～ (略) ～</p> <p>3 <u>大平面座形 (RF-RF) には、ステンレス製芯金入りガスケットを使用する。</u></p>	<p>導水管、送水管及び配水管の継手を施工した場合は、原則として継手チェックシートを提出するものとする。(付則7「様式集」参照)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>1 ～ (略) ～</p> <p>2 ～ (略) ～</p> <p>3 (新規)</p>																					

項目	改正案	現 行
3.5.2 絶縁フランジ継手	1 ～（略）～ 2 施工 (1)施工 ①～（略）～。なおいずれの場合もGF1形ガスケット（ <u>ステンレス製芯金入りガスケットを使用する場合は除く</u> ）を併用することを原則とする。	1 ～（略）～ 2 施工 (1)施工 ①～（略）～。なおいずれの場合もGF1形ガスケット_____を併用することを原則とする。